

令和2年第3回久万高原町議会定例会

令和2年6月12日

○議事日程

令和2年6月12日午前9時29分開議

- 日程第1 報告第5号 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 日程第2 議案第51号 久万高原町税条例等の一部を改正する条例に関する専決処分について
- 日程第3 議案第52号 久万高原町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について
- 日程第4 議案第53号 久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について
- 日程第5 議案第54号 久万高原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する専決処分について
- 日程第6 議案第55号 久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例に関する専決処分について
- 日程第7 議案第56号 令和元年度久万高原町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分について
- 日程第8 議案第57号 令和2年度久万高原町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分について
- 日程第9 議案第58号 令和2年度久万高原町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分について
- 日程第10 議案第59号 令和2年度久万高原町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分について
- 日程第11 議案第60号 久万高原町建設残土処理場管理条例の制定について
- 日程第12 議案第61号 久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第62号 久万高原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第63号 久万高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

について

- 日程第15 議案第64号 久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第65号 令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第66号 令和2年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第67号 令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第68号 令和2年度久万高原町立病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第69号 久万高原町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第21 議案第70号 久万高原町固定資産評価員の選任について
- 日程第22 議案第71号 久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第23 議案第72号 農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて
- 日程第24 議案第73号 久万高原町農業委員会委員の任命について
- 日程第25 報告第6号 令和元年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第26 報告第7号 令和元年度久万高原町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（12名）

1番	高橋末廣	2番	岡部史夫
3番	天野辰晴	4番	田村昭子
5番	川崎勝弘	6番	熊代祐己
7番	玉井春鬼	8番	瀧野志

9番 大原 貴明

10番 中野 克仁

11番

12番 中川 武志

13番 日野 明勅

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長 河野 忠康

副 町 長 高山 稔明

教 育 長 小野 敏信

総 務 課 長 佐藤 理昭

総務課総合戦略監兼

田村 裕子

保 健 福 祉 課 長 西 森 建 次

情報政策推進室長

建 設 課 長 猪 上 浩 明

環 境 整 備 課 長 釣 井 好 春

林 業 戦 略 課 長 菅 隆 則

住 民 課 長 西 村 哲 也

ふるさと創生課長

木 下 勝 也

農 業 戦 略 課 長 林 克 也

会 計 管 理 者 中 川 茂 俊

病 院 事 業 等 統 括 事 務 長 渡 部 定 明

教育委員会事務局長

辻 本 元 一

消 防 本 部 消 防 長 高 野 貢

代 表 監 査 委 員 菅 洋 志

○議会事務局

事 務 局 長 篠 崎 慶 太

事務局 (朝 礼)

議 長 本日の出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時29分)

議 長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1、報告第5号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 契約の変更であります、変更前と変更後の見積書の提出を求めたいというふうに思います。

議 長 (木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 それでは、瀧野議員の質問にお答えします。

来週開かれます産業建設常任委員会におきまして、資料を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 よろしいでしょうか。
ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
お諮りします。
報告第5号は、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思
いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、報告第5号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をし
ました。

議 長 日程第2、議案第51号「久万高原町税条例等の一部を改正する条例に関す
る専決処分について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(西村住民課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第51号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第51号「久万高原町税条例等の一部を改正する条例に関する専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第3、議案第52号「久万高原町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(西村住民課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第52号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第52号「久万高原町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第4、議案第53号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(西村住民課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の改正によって、限度額引き上げられるということですが、現在、現行上の対象者数、それから引上げ後の総額、それからこの改正によって、それぞれの階層ごとの保険税額がどのぐらいになるか、概要で構いませんので、これまた常任委員会のほうで報告をお願いしたらと思います。

以上です。

議 長 (西村住民課長を指名)

西村課長 岡部議員の御依頼のありました資料につきまして、常任委員会のほうで、また御提出させていただきます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第53号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第53号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第5、議案第54号「久万高原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。

議案第54号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって議案第54号「久万高原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第6、議案第55号「久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第55号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号「久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第7、議案第56号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第56号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第56号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第8、議案第57号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 この予算書と関係ありませんが、ここでしか聞けないのかなというふうに思っていますので。
債務負担行為について、お聞きをしたい。

債務負担行為、以前にも大きな金額を債務負担されて、僅かな金額が残っておるのかなど。

それと、今回の光回線の整備についても、11億という債務負担行為を議会は認めたわけではありますが、それで1年がたちました。この件については、どういう措置をされておるのでしょうか。

4・4・3というような事業計画を立ててやられておると思いますが、どうでしょうか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 瀧野議員の御質疑にお答えをいたします。

光通信整備の債務負担行為につきましては、御指摘のとおり金額でございます。

3年間にわたってということで、4億・4億・3億という金額で、当初、御説明をいたしております。

本年度の当初予算のときにも御説明をさせていただきましたけれども、各年度、各年度で必要な予算を計上していくということで、予算に対しまして、1年目につきましては、実績が3億円弱の決算ということになってございます。そういったところで、本年度の予算上、合計いたしますと、債務負担行為の額は超えますけれども、年度年度での予算措置というところと、実績に基づいての10億円以内というところで、予算、決算のほうを進行をしているという状況でございます。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 それでは、NTTに対して、1年目に仕事をして、所有権の移転ということはないんですね。お金は払ってないということですか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長

瀧野議員の御質疑にお答えをいたします。

今回の光整備につきましては、予算の上でも、プロポーザルによりまして、N T Tが民間事業者ということで決定をさせていただいて、補助金という形で通信事業者に費用を払ってございます。

そういったところで、契約行為につきましては、補助申請に基づき補助を決定して、補助金を支払うということですので、通常の工事の受注の契約のスタイルではございませんので、工事の段階から、全てのものについては、N T Tの資産、N T Tの会計の中で、事業を実施しておるところでございます。

議 長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

以前にも同じような説明を頂いたんですけれども、町民の血税、町のお金は町民のものですね。それが、契約書も交わさないで仕事をして、約束事のない中でN T Tの責任、民設民営ということで、前回も田村さんからもお聞きをしましたが、自治体として、自分とこの町のことを、相手に補助するものとは一体で、途中の事故があった場合、それをどういうふう処理されるのか、大変なことやと思いますね。

それで、ここに書いとるんです、それ。あくまで債務負担行為は契約等で発生する債務の負担を設定する行為である。契約がないのに、債務負担行為をすることができますか。

議 長

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長

瀧野議員の御質疑にお答えいたします。

この件につきましては、契約の行為、工事請負契約とか、様々な契約の行為がございまして、我々も瀧野議員の御指摘の内容について、法律の専門の方とも協議をさせていただきまして、契約という行為は補助の申請、補助の決定というところが契約の行為にはなりますけれども、あと民法上は、契約の行為が発生してございますので、それにのっとっての責任分担というところがございます。

議長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 前回のコロナウイルスのときにも、工事をされとる皆さんが、大阪であったり、京都であったり、兵庫であったり、そういうナンバーの方がおいでとるから、この点については、何とか町として規制をし、そういったことの防止策をとらないかんのじゃないんかと聞いたら、民設民営で、全てはNTTにあると答弁されたんやね。

それは、発注者は久万高原町であって、道義的な責任は久万高原町に、私はあると思います。

行政やろうが民間やろうが関係ないと。民設民営の方式の中でいうたら、そうかも分からん。事業推進の途中で起こる事故、責任、これは発注者である久万高原町の、私は責任やと思うんでね。よく調べとりますか。

それと、以前にも久万の里、旧久万町が3億5,000万ぐらいの債務負担、合併後の久万高原町も6億5,000万ほどの債務負担を生んだ。これも、残がまだ残っておると思うんですね。

そこら辺についても、債務負担についてのしっかりした考え方を、私はここで聞きしておきたいんですが、その辺、きっちり答弁してください。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 瀧野議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、前段のところにつきましては、これは今回、コロナウイルスの感染症というということで、非常に瀧野議員からも御指摘を頂いて、正直、それまでは十分な対応ができていなかったというところは、我々も非常に反省をいたしました。

その後は、事業者であります通信事業者、それから下請で入っておる工事業

者につきましても、全て体調管理の報告、それから移動履歴の確認、そういったところを、毎週、定期的に通信事業者とWeb会議で確認をして、資料の提出を行っております。

そういったところで、感染対策はしっかりっていくという状況でございます。

それから、この責任の所在につきましては、瀧野議員がおっしゃるように、我々にとっては、町民のお金を使っての事業ということですので、責任は当然あるというふうに思います。

我々は特に、通信事業者に指示、協議した内容については、責任に対しての義務は発生しておるといことは、十分心がけてございます。

この件についても、我々としては、法的なところ、専門的なところに相談をさせていただいて、対応をしております。今後、こういった案件が出た場合も、引き続き対応をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、債務負担の執行につきましては、これはやはり、当然、通常ですと、町の予算というのは、単年度予算、単年度決算が原則でございますが、例外措置として、御存じのように、債務負担行為は、制度があるということでございます。

ということで、あくまでも予算というところになりますので、債務負担行為の執行については、各年度、各年度でしっかり確認をし、実施をしております。

あと、金額の増額の変更が出た場合には、当然ながら、改めて議会で議決を頂くというところで、対応をさせていただきたいというふうに思います。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 債務とは経費の支出義務のことであると書いとるんよね。債務負担行為は、将来にわたる債務を負う契約を結ぶことをいうと書いとる。

それと、以前にも、ふるさと村の指定管理契約、ここで共立メンテナンスが契約途中で契約を破棄しておらんようになった。これは契約書も何も結んでないので、払ったお金が返ってこなんだ。そんなことでは済まんでしょう、普通。

町長、どう思うんですか、このことについては。こういうことができてない。

議長 (河野町長を指名)

町長 ふるさと旅行村の共立メンテナンスについてのくだりは、前任のことです。ごさいますから、十分なところは承知してないところもあると思いますけれども、そのいきさつ等々、また今御指摘のように、途中で契約破棄といいますか、責任を果たさないで撤退をしたというようなところはございます。

それは、今もそのところは、帳簿上は残っていると思いますけれども、それについては明確な処理はできてないように思います。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 あのあと、契約書がないばかりに、払ったお金を取り戻すことができないと、私は聞いていました。

これは、そういったことについては、弁護士と相談しながらやられよんでしようけど、私は常識的に考えてみて、弁護士に相談せんでも、契約書のない契約なんか、まず考えられん。どんなことにおいても。口約束。

商売上で、売ります、買います、これは契約書と同じぐらいの効力は、商法上ではあります。そやけど、行政が契約してないのに、いや、それは、もし負担をせないかん場合も、負担しませんで、通らんでしょう。契約してないのに、口約束で、向こうがもの持ってきた、お金は1億払わないかん。払わんで済まんでしょう。

契約はきっちりせないかんと、私は思うんだけど、それは、総務課長、実際は弁護士に相談して、そういうふうにするんですか。言うたら、債務負担行為する、11億円、実際は実施設計やってみたら10億8,900万やったんやね。10億8,900万やけど、その分についてはどうなんですか。しっかり相談はされとるんですか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長

瀧野議員の御質疑にお答えします。

今回の光整備については、プロポーザルの民設民営の事業主体ということで申請を受けて、それに対して事業体を決定をして、補助申請を頂いて、補助の決定をしたという、この流れについては、弁護士のほうにも、書類も渡して、確認をしております。

これについては、近隣の自治体の、県内の自治体、それから高知県内の自治体も、光整備の民設民営の進め方については、本町と同じ形態でございます。

ですから、瀧野議員がおっしゃる契約というのは、非常にいろんなパターンの契約があるというふうに思いますけれども、実際の工事をする場合の工事請負契約もございますし、契約行為というところでは、他の自治体でも先進的なところ、実際に実施しているところを基準に事務処理を行いましたし、その内容については、弁護士のほうと相談をさせていただきながら、進めているところでございます。

議 長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

プロポーザルでというて言うたけど、本来ですと、通信業者はNTTだけやないんで、いろんな通信業者があって、プロポーザルでやったところ、NTTが一番であったという。やってないんですけどね、NTT以外とは。業者はおるわけです。

本当は、NTTやなかったも構わなんだ。一番安いとこで、言うたら、材料も一番いいものを使うとこと契約したらよかったです。

プロポーザルでやったから、契約書は要らんなんかいうことは、関係ないと私は思いますよ。そやけん、ごまかさんと、しっかり答弁をせないかん。これ、債務負担行為は、将来にわたる債務を、あと3年後か4年後には払ってしまうんでしょう。

そやけど、久万の里の場合は、結構、長いこと払いよるじゃないですか。払えん場合は、債務負担行為は、結構長く払うわけですけどん。それが終了するまでは、しっかり考えないかんですね。

契約を結ぶことって、民法上で言うたら、絶対に契約は結ばなんたら、そうでしょう。工事をしよって、発注したら、N T Tが頼んだ下請が工事しよって、それで電柱から落ちた。例えば下を歩きよった、通学路で仕事しよって。例えば、町道の占用許可もとらずにやりよって、事故が起きた。町の責任じゃないですか。

議 長 暫時休憩します。 (午前10時22分)

(休憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前10時34分)
執行部の答弁を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 瀧野議員の御質疑にお答えいたします。

瀧野議員御指摘のとおり、契約については町の責任が発生するということは、十分承知をしておりますので、これまでのいろんなところを検証をして、十分でなかったところは、法的なところもしっかり協議をしながら、契約に対する町の責任という所在を、一つ一つの契約書に、契約行為の中で押さえていって、事務を進めていきたいというふうに思います。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今までは、継続費というような形で、いろんな事業を推進してきたと思いますが、この債務負担行為については、これから大いに利用する機会が多くなってくるのかなと。

そういったことを考えたときに、これから職員さんも若くなってくる。いろんな法律上の問題あたりもしっかりと考えていかないと、大変なことが起きるんじゃないかなというふうに思うわけです。

それと、久万の里の話をしました。総額で10億、債務負担行為にしたって、予算を執行する際には、全部町税、町の主権者である町民のお金を歳出するわけで、町民が納得せんようなやり方はできんと思うんですね。

それから、公開条例もあつたり、このことについても、町民の皆さんははっきり言うて、知らんかも分からん。知っている人は、いよいよ少ないかも分からん。だけど、久万の里にしても、入ってお世話になった人はいいかも分からんけど、全然関係ない人については、10億からのお金、えっ何でという人もおると思う。

だから、この件についても、これから後の債務負担行為、これで終わりますが、町長、どう思いますか。先ほどからの質疑の中、で、トータル的に。

議長 (河野町長を指名)

町長 光については、これからの町の在り方を考える場合に、これまで議員の皆さんの適切な御意見も頂いて、今、年度内計画にしたがって、今、工事が進んでいるところでございます。

おかげで、コロナのことがありましたけれども、現状においては、どうにか後期内に終われるような方向づけができていっているように思いますが、改めて先ほどのことですけれども、これ、民設民営というところで、これはNTTが責任を持って工事を行うというところでございますが、御指摘のように、補助金につきましては、私のほうが拠出をしているわけでございますから、工事の完遂、それから工事中のいかなることについても、私どもも責任が十分にありまから、その辺はしっかりと、これからも自覚をもって行っていかないとはいけませんし、課長から答弁もいたしましたけれども、弁護士等とも、念入りには、そのあたりは他市、他町との前例、検証、ところあたりも十分に聞き取った進め方をいたしておりますから、そのあたりはしっかりとできていると思いますけれども。

なお、御指摘のように、しっかりと、これからも管理をしながら、工事が無事終了して、当初の目的が果たせるような、その方向でしっかりと心に留めおきたいというふうに思っております。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 最後にしようと思いましたが、あまり適切な答弁でないので、もう一回だけやらせてもらいます。

民設民営についても、議会が提案して民設民営になったんです。ほかの町は、公設民営です。設置した後、全部、継続費全てにおいて、町が出さないかん。いうたら、リーチDSL、これ2億2,000万ということやったが、1億6,500万で、平成16年か、21年に町が設置した。これでも多額の金が要るわけですよ。後からの管理費が。

それを、我々が、民設民営がいいんじゃないかと。よその町は、これから大変なお金が要る、そうやって提案してきたんですよ。それを忘れたら困りますということですよ。我々も一生懸命、行政と共に頑張りますよというて、我々が自費で東京まで行って、代議士と総務省をつつき、それからNTT東日本、西日本を通じて、今回の光回線の整備ができたわけです。

それをよう理解してもらってですね、いろんなことに対する、答弁はもうちょっと真剣に、誠意をもって答弁してもらわないかんと。

どうなんですか、町長それ。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 改めてでありますけれども、今、お話があったように、民設民営にした意義というのは、十分に理解しているつもりでございますし、これまでも、要はこれからの管理、あるいは追加の工事、これから運営していく場合に出てくるときも、民設民営であれば、そのあたりの私どもの負担がなくて済むと、そういうところが一番あったと思います。

このことについては、先ほども申し上げましたように、また都度、議会でもお話ししておりますように、この光につきましては、議会の皆さんの適切な助言があって、これが今、できつつあるものと、そのことは十分に理解もいたしております。

改めて、再度になりますけれども、そのあたり、これからの、間違いなく工
期内に、また工期中に、コロナの影響等も、今のところないようでございます
けれども、しっかりと私ども管理をしていきたいと思っております。

議 長 瀧野議員、よろしいですか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 先ほどの瀧野議員の質問に関連するんですが、この質問については、私ども
も何回となく、この質問を聞いておりますが、都度、明確な答弁がない。なぜ
明確な答弁がないのかと。いわゆる債務負担行為における契約がないのはなぜ
かという中で、法律の専門家とも相談して、特に瑕疵はないという総務課長の
答弁ですけれども。

同じことを繰り返してたら、またいろんなところでこの質問が出ます。です
から、今度の常任委員会で、しっかりと、契約に当たるものはかくかくしかじ
か、こういうものですということを明確にお示しいただかんと、私ら議員につ
いても、答弁がない。その中で、町がどうやって、何を根拠に執行しているん
だと。

昨日の条例の問題もそうですよ。根拠があっても、解釈ではどがいにもなる
んだというような、そういうふうにも聞こえてしまうんです。だから、堂々巡
りはやめて、お示しできるところはしっかり示す、これが大事なんじゃないか
と思いますから、常任委員会でそれを報告を求めます。

以上です。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の御質疑にお答えいたします。
常任委員会で説明をさせていただきます。

議 長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第57号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第57号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第9、議案第58号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 2款1項の16で、パソコンを買ってますよね。これ、どれぐらいのものを何台買うたんですか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 中野議員の御質疑にお答えいたします。
パソコンにつきましては、今回、定額給付金の事業で、大会議室におきまして、別室を設けて事務を処理するというので、通常、我々が使っておりますパソコンのレベルでございますが、5台を購入をいたしております。

議長 (中野克仁議員を指名)

中野議員 コロナ第2波、第3波、こういうものが来る。そしてまた、第2次の特別給付金、こういう業務がまたある可能性はあるかもしれませんが、それに対して、5台ですか。新品のパソコンを買われたんだと思うんですけども、こんな臨時的な業務に対して、それこそ僕が推察し得る限り、かなり性能のいい中古品、3万円ぐらいでありますよ。多分。

もし3万円だったら、15万ですよ。こういうことは無駄遣いやと、僕は思うんですけども、町のほうとしては、無駄遣いとは考えなかったんでしょうか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 中野議員の御質疑にお答えします。

今回、5台購入をいたしておりますけれども、現在では、既に3台については、昨日の町長の行政報告にもありましたように、美川地区での保健センターの職員の3名のテレワークに移転をさせていただきます。

今後につきましては、本年度、毎年職員のパソコンを更新しておりますけれども、その中で、無駄が出ないように対応をしていきたいというふうにも思っていますし、ただ、今後の国のコロナの感染症の状況によっては、引き続き、様々な業務が発生する恐れもありますので、そのあたりを考えて、臨機応変に、無駄のないように対応していきたいというふうに思います。

議長 (中野克仁議員を指名)

中野議員 この、款項目で買われて、違うところに回して使っているということになると思うんですけども、そういうふうな備品の流用というのは、よく行われておるのでしょうか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 職員が通常の業務で使いますパソコンにつきましては、更新は情報通信費の目の中で全て行ってございますので、その点は問題なく、対応できているというふうに認識しております。

議長 (中野克仁議員を指名)

中野議員 国の事業の中でも、コロナに乗かって、というふうな感を受ける事業もございますけれども、そこで今回、いろんな補助事業がついて、それに対して一般財源を使うというのは、別に仕方ないことだと思いますけれども。

それにあやかるという言い方は非常に不適切かもしれませんが、そういうところで、今後のことも考えてという答弁もございますけれども、こういう小さいところをやって、なるだけ節約していってもらって、財政調整基金の取崩しを防いでいきよらんと、今後、大変なことになるというのは、ほかの質

問でも答弁頂いておると思うんですけども。

やっぱりそういうところが見えないので、こういうことをやられるということは、その辺の意識、しっかりと持ってもらいたいと思うんですけども。私の言いよることは細か過ぎますかね、町長。どうですか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 的を得た提言だと思っております。

財政厳しくなっていく中で、昨日も申し上げたと思いますけれども、とにかく歳出の削減、抑制は、これからも気をつけていかないといけないところでございまして、今のはそれに値する第一歩と心得ていきたいと思っております。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 ちょうどの的を得た質問が出た後ですので、この件について、一言お聞きをしたいと思いますというふうに思います。

久万高原町、限界集落がまさに出つつあります。本当に自治会組織も4つぐらい崩壊したというふうに聞いております。

そういった中で、久万高原町が雇用された職員さんが他町へ移住しておる。この件について、どのように考えられておるのか、お聞きをしたいと思いますというふうに思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 このことにつきましては、これまでも質問も頂いたように思っております。

その中で、一つは、なるべくこの久万高原町の中に在住をしていただきたい、これはもうしごく当然のところでもあるわけで、職員につきましても、その意

識は十分に持っているところでございます。

ただ、いろんな事由があって、やむを得ない事由につきましては、これは認めてやらないといけない部分もあろうと思いますから、その辺は承知をいたしているところもございしますが、しかしながら、議会からも提言も頂いております。私ども理事者としても、しごく当然のこととっておりますから、こちらに住める職員につきましては、毎年のように副町長を先頭に、そのことを面接をして、いつもすっぱく言っておりますし、今年も一人はこちらのほうに在住をするようになりました。

また、新採のときの職員の採用につきましても、必ず面接においては、久万高原町に当然住まわれますかというところは、必ず確認もいたしておるところです。

当然のことながら、私どもに応募している方は、こぞってそのことは明言も頂いておりますし、また、実行もしていただいているところでございます。

今後につきましても、先ほど申し上げましたように、やむを得ぬ事由がある場合以外につきましては、今後につきましても、そういうことについては十分、留意をしまいたいと思います。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今回の答弁を聞いた範囲では、まさにいいよ、いいよと言うておるような答弁のように、私は聞こえました。

これ、憲法22条に書いておるんですね。居住、移転、その他の自由について。最初に、何人も公共の福祉に反しない限りと書いているんです。

今、うちの町は、これだけ高齢化、48%の高齢化率に加えて、大変なことになっておると思うんですね。

町長さんの人気とりで雇用をして、何とかじゃのいう余裕のある町ではない。今、まさに職員さんが、実践力で頑張っていただかなければ大変なことになる町だと、私は思います。

今の答弁では、いやいや、まだまだ余裕があるよというようなぬるい答弁であったと、私は思います。そんなんでもやっていけますか。

NPO法人を立ち上げたらどうですか言うても、やりません。人足らん、昨日も言いましたが。何言うてもやらんのですね。これは大変なことになると思いますよ。職員さんも、いいよ、いいよ、そんな理由があるんならいいよ。どこに住んでもいいよ。

今年为国勢調査の年であると言いましたね。町長さん、ここへ住んで、そら交付金で云々という問題もあるかも分かんけど、ここで稼いだお金、ここへ税金で納めずに、住んどることへ納めるんですね。わざわざ、ここに住んでおったら、通勤費もそないに多額な金は要らん。ほやけど、生活をして、その住んどる所で生活費は全部、大方使ってしまうよ。そんな余裕のある町では、私はないと思うけど。

真剣に答えてください。これからあと、これでいいんですか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 私は真剣に答弁もいたしているつもりでございますし。

これはどう考えたって、それはもうそう思って、この町に、当然ここに公務員として務めている以上は、この町に住む、その辺はもう当然のように、常識として理解をしていただかなければならないことでございます。

ただ、一つ一つの事案については申しませんけれども、これはプライバシーに関わることでございますから、お聞きしても、やむを得ないなというのは、これはあることは御承知おきもいただきたいと思います。それ以外については、今もそうでございますけれども、その都度、その指導はしていっているつもりでございますし、そのあたりは受け取り方がどうか分かりませんが、私は瀧野議員と同じような姿勢を貫いておるつもりでもございますし、今後におきましても、そのあたりは厳しく指導をしてまいりたいと思います。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 採用の案内を見てみると、その都度を書いとる内容も違うわけですね。

ここの職員になられようと思って応募してくる人は、久万高原町が好きで、

ここで生活したいと思う人が応募してくるんじゃないのかなというふうに思うんですね。

そうでないんで、最初から雇用されて、短期間で町外へ家を建てられた人もおります。

今、一般行政職は6名ほど、あと介護職であったり、医療職であったり、多くの皆さんが町外から通っておられるわけですが。

実際に8億3,000万という自主財源、これを何とかしなければ、絶対に町は大変だと、私は思うんです。町長さんは経営者として、執行権者として、人事権持っておいでますが、それだけの権限を持っておいでて、責任は感じないんですかね。

最終的に財政破綻になった場合はどうなるか。財政状態が悪くなったとしても、まずは職員さん、我々の給料も下げないかん、1番目に。そういったいろんな問題が出てくる。利用料金にしても、値上げをせないかん、多くの問題が出てくると思うんです。

昨日も言いました、平成35年からは赤字と、総務課長示したんとんよね。示してきたんよ、議会に対して。そやけど、赤字になるんであれば、対策はとらないかんのやないですか。

職員採用試験実施要項には、採用までに久万高原町に住民登録し、将来にわたって町内に居住する意思を有する者、と書いてあるね。

ほかのときには、採用後、久万高原町に居住できる者、と書いているね。ある程度、それぞれニュアンスが違うと思うんやけど、どうなんですか。こういうところがきたわけですから、しっかりとそれは捉えないかんじゃないですか。

給料にしてもそうでしょう。行政がやれなんたら、それなりの給料体系はとらないかんですよ。分権型の社会の構築の中にも書いていますよ、給料についても。だから、その辺は、総務課長どうなんですか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 瀧野議員の御質疑にお答えをいたします。

今、瀧野議員が示されましたように、職員の採用については、応募条件とし

て、採用までには住所を有する。そして将来も住み続けるというところを明確に、町としては明文化して打ち出しております。

それから、採用試験についても、面接のときには、必ず理事者のほうからその意思を確認をした上で、面談を行っているというところでございます。

やはり、瀧野議員が言われるように、普通交付税の算定の、現在の主要な因子は国勢調査人口でございます。そういうところで、はっきりは記憶はしておりませんが、一人当たり20数万円というところがあります。そこは、人口、住民が確保するというところは、様々にところに影響も出てまいりますし、当然、人口が多い場合には、消費の、購買力も上がりますし、外貨の、地域外からの資金も、当然大きく入ってくるだろうというところがありますので、これは地域づくりの、まちづくりの、人口の確保、定住人口の確保というのは、一番、礎になるものだと、私は意識して行っております。

議長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 総務課長、今、答弁したように、以前はNTTさんであったり、四国電力がもう、本当にいよいよおいでませんが、多くの事業所があったり、本当にそういう面では、すばらしい町であったというふうに思いますが、経済的な利用、いろんな理由で事業所が廃止になる。

農協にしても、いろんな支所が閉鎖されて、そこで働いておる職員の家族も引き連れておらんようになるわけやね。

そやから、昨日も2030年問題、2040年問題の答弁があったけど、そんなぬるい計画を考えよったんでは、私は大変な町になると思うんですがね、これ。

私だけ真剣に考えよるんじゃろうかね。これは大変なことやと、総務課長、思うんやね。

それで、1万人を切ると、開業医でさえやれなくなるよというのは、以前か

ら言いよった。どの商売しても駄目やと。ほんなら、行政が何らかの形で補助をするなり、先頭を切って何らかの形をして、自主財源の8億3,000万を15億なり20億にしていくという努力が必要になる。

今、見よってみても、投資はするけど、経済的効果が上がりよらん。真剣じゃない。何もかも、何においても。

その辺が問題じゃないですかね。多くの事業、まあいうたら、毎年150億ぐらいの金を使いよるわけやけど、その使た金に対する効果、そんなことも全然把握してないんじゃないんですか。それはどうなんですか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 これについては、我々が住民の皆さん、地域の中で補助金のような形で、いろんな形で住民の活動を支援させていただいておりますけれども、当然、その中で、産業活動に対する支援もしてございます。これについては、以前にも御指摘も頂きましたし、我々もそれを受けて、国のデータを使った研修も行っております。

それは、具体的にどういうことかといいましたら、毎年毎年、町内の総生産額がどういうふうに移行していくのかというところが、まず我々が身近なところで確認できる場所だろうというふうに思います。

そういうところで、私、職員として思うのは、この補助金がどういった形で効果としてあがっていくかという意識を持つのが大事だというふうに思いますが、まだ正直、私自身がまだまだにところがございます。

ただ、林業面につきましては、県民の所得統計にもございますように、効果は出ているようなところもございますので、そういう目に見えたところを、しっかり我々も意識してやっていきたいというふうには思っております。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 最後にしますが、以前に町職員の若い職員でつくるプロジェクトチームというのが結成されたと思うんです。その後、そういったことは全然聞かないんで

すが。

やはり若い人たちの頭で考えたまちづくり、そういったことについても、しっかり、早くやらないと、もう手後れになると、私は思うんですね。

その辺については、どうなんですか。やっぱり改革をしていくという機運があるんですかね。

これ、行財政改革の委員長は副町長であるし、副委員長は総務課長である。まず、委員長さん、最後に聞きますが、このことについてどうされるのか、答弁を頂きたいというふうに思います。

議 長 (高山副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員にお答えをいたしたいというふうに思います。

若い職員の若い考え方ですね。新しい考え方、こういったことを地道に取り入れて、新しいものに挑戦をしていく、そういったことは非常に大事であるし、これからはもう若い人たちが頑張って、この町を活性化をしていかなければ、してもらわなければいけませんので、非常に若い人の意見を聞いて取り入れていくということについては、大事なことだというふうに思っておりますので、これからもこの若い職員のプロジェクトチーム、こういった会議をどんどん持ちまして、そういったいろいろな考え方を吸収をしていきたいというふうに思っております。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 以前に若い人たちを中心としたプロジェクトチームが立ち上がったけど、その人らの処遇については、どうされとるんですか。行財政改革の長として、そのことについて答弁をしてくださいと言うんですが。

的を得た答弁をしてください。

議 長 (高山副町長を指名)

副 町 長 失礼をいたしました。ちょっと違う答弁になったようでございます。申し訳
ありませんでした。

先ほども言いましたように、これからは若い人たち考え方、こういったもの、
大変大事でございますので、今も若い人たちから上がってきた意見については、
事業、ユリラボとか、そういったところでいろいろ検証もして行って、これか
らそういった事業の実現化に向けて、努力もしていきたいというふうに思っ
ております。

議 長 よろしいですか。
ほかに質疑。

(高橋末廣議員を指名)

高橋議員 7 ページの一般職のことで、ちょっとお伺いいたします。
補正前は238名、補正後241名、3名増えておるようですが、これはど
ういうところへ増えたんでしょうか。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 高橋議員の御質疑にお答えします。
今、手元に資料ございませんので、常任委員会で御説明させていただきます。

議 長 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第58号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議 長

日程第10、議案第59号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

教育委員会の関係なんですけれども、昨日の質問で、塩素系の関係の質問を

させていただきました。今後も引き続き、塩素系の消毒薬として配布を続けるという答弁でしたが、学校教育の中で、そういう塩素系の取扱いについては、どうされるのか。

例えば、文科省あたりで、塩素系の噴霧については、注意をなさいという注意喚起の、文科省からの通知もきているはずでございます。ですから、それを踏まえて、町として、この塩素系の取扱いについてどうされるのか、教育委員会の関係については、その対応について、常任委員会のほうで報告をお願いしたいと思います。

それから、あわせて教育委員会のほうで、昨日も質問いたしました、熱中症と、それからコロナ感染の境目が分からないと。判断基準については、県の専門家の方と協議をしながらという答弁があったと思いますが、実際、学校の現場でどういうふうに対応されるのか、待ったが利かないと思います。このことについても、常任委員会でその対応について、御報告をお願いいたします。

以上でございます。

議長 答弁をお願いします。

(辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 ただいま、岡部議員の質疑にお答えをいたします。

ただいまありました2件につきまして、月曜日の常任委員会のほうで報告をさせていただきます。

議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。

議案第59号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第59号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議 長 日程第11、議案第60号「久万高原町建設残土処理場管理条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 残土処理場の案件であります、この処理場については、公共事業の土砂場ということで、間違いありませんか。

それと、菅生地区の残土捨場においては、とかく早朝にダンプが10台連なって、結構、移動しておるように見えます。子供たちの通学路でもあります。それから、時間が過ぎてくると、町立病院の、高齢者の病院へ通われる方も多くおいでます。これを利用される方においては、担当課長においては、その辺を十分注意をして、そこら辺の運用について、当たるような注意を、喚起をしていただきたいと思います、どうでしょうか。

議長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

まず、公共事業の残土処理場となっております。ただし、想定されています南海地震等大規模災害、そういうときには、残土処理の受入れというところも考えております。

もう1点、菅生地区残土処理場の関係ですけれども、確かに子供たちの通学路、また久万の里、また病院の方も、道路のほうは利用されると思います。

現場のほうも、当然、私どもには事前に残土処理場の申請等、受け付けておりますので、その辺を確認して、業者のほうにも、十分指導するようにいたしたいと思います。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第60号は、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思

いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 長 日程第12、議案第61号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第61号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第13、議案第62号「久万高原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(西村住民課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第62号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第62号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第14、議案第63号「久万高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村住民課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第63号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにした
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定をいたしました。

議長 日程第15、議案第64号「久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例
の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第64号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたい
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第64号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定いたしました。

議 長 ここでお諮りします。
昼食の時間でありませけれども、時間を延長したいと思いますが、これに御
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、時間を延長することに決定をいたします。

議 長 日程第16、議案第65号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第1
号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長

議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

(1款1項目)

(2款1項目)

(2款2項目)

(2款3項目)

(2款4項目)

(3款1項目)

(3款2項目)

(4款1項目)

(4款2項目)

(6款1項目)

(6款2項目)

(8款1項目)

(8款2項目)

(8款3項目)

(9款1項目)

(10款1項目)

(10款2項目)

(10款3項目)

(10款4項目)

(10款5項目)

(10款6項目)

(11款1項目)

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 歳入の関係なんですけれども、10年後の財調の基金の残高見込み、それから起債の10年後の見込み、これは普通、特会それぞれ分けてですね。それから、10年後の目指す経常収支比率、これについて、常任委員会のほうで報告をお願いします。

それから、衛生費の関係なんですけれども、環境条例の進捗の関係、このことについて、また常任委員会で報告をお願いします。

それから、し尿の関係、昨日質問ございましたが、この件について、町長の任期内に、ぜひとも作業を終えていただきたいと思えますし、もし作業が終えなかったら、どう対応されるのか、このことについても、常任委員会で報告をお願いいたします。

以上でございます。

議長 答弁をお願いします。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の質問にお答えをいたします。

基金、それから借入金、それから経常収支比率の10年後の見込みについて、常任委員会で御報告をさせていただきます。

議長 (釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 岡部議員の質疑にお答えします。

環境条例の進捗状況、し尿の処理状況等について、常任委員会で答弁させていただきます。

議長 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
お諮りします。
本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思
いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第65号は、所管の常任委員会に付託することに決定をい
たしました。

議長 日程第17、議案第66号「令和2年度久万高原町国民健康保険診療所事業
特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第66号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いましたが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第66号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第18、議案第67号「令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第67号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いましたが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議 長

日程第19、議案第68号「令和2年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第68号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第20、議案第69号「久万高原町辺地総合整備計画の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第69号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第21、議案第70号「久万高原町固定資産評価員の選任について」を議題とします。

理事者の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 議案第70号です。久万高原町固定資産評価委員の選任について、下記の者を本町固定資産評価委員に選任したいから、地方税法第440条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

令和2年6月11日提出 久万高原町長。

住所は、久万高原町下畑野川甲1114番地2号、氏名は西村哲也。生年月日、昭和40年7月25日生まれです。

提案理由は、人事異動によるものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 理事者の説明が終わりました。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第70号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号「久万高原町固定資産評価委員の選任について」は、理事者の提案のとおり同意することに決定をいたしました。

議長 日程第22、議案第71号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。
理事者の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 議案第71号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」で
ございます。

地方税法第423条第4項の規定により、下記の者を久万高原町固定資産評価審査委員会の補欠の委員に選任いたしましたので、同条第5項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和2年6月11日提出 久万高原町長。

選任した者は、住所、久万高原町東明神甲1996番地、氏名は、加藤博副ける。生年月日、昭和31年10月12日でございます。

提案理由ですが、本町固定資産評価審査委員会委員のうち、久万川 滋委員が、令和2年3月末をもって辞職したため、その補欠委員として、令和2年5月1日付で選任したものでございます。

加藤博副さんは、地域での信望も厚く、元役場課長職も務め、卓抜なる識見を有していることから、今後、固定資産評価審査委員会委員として十分に御活躍いただけるものと考えております。

御審議よろしく申し上げます。

議長 理事者の説明が終わりました。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第71号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第71号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任
について」は、理事者の提案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第23、議案第72号「農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれ
らに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(林農業委員会事務局長を指名)

林 局長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第72号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第72号「農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて」は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議長 日程第24、議案第73号「久万高原町農業委員会委員の任命について」を議題とします。
理事者の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 議案第73号「久万高原町農業委員会委員の任命について」です。
久万高原町農業委員会委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。
令和2年6月11日提出 久万高原町長。
別紙をお願いします。
農業委員会委員の候補者14名につきまして、氏名、住所、生年月日の順に

読み上げをいたします。

正岡 靖 久万高原町東明神甲 8 0 0 番地 4、昭和 3 2 年 8 月 5 日生まれ。

新宅 進 久万高原町菅生 2 番耕地 3 8 1 番地、昭和 2 8 年 6 月 1 3 日生まれ。

菅 重雄 久万高原町上野尻甲 1 1 1 番地、昭和 2 8 年 8 月 2 0 日生まれ。

近藤重春 久万高原町上畑野川甲 1 5 2 番地 3、昭和 2 4 年 9 月 1 4 日生まれ。

光田 健 久万高原町直瀬 4 8 7 6 番地、昭和 2 9 年 6 月 1 日生まれ。

久万川 滋 久万高原町露峰甲 2 7 5 5 番地、昭和 3 2 年 2 月 6 日生まれ。

高岡常夫 久万高原町渋草 2 5 4 5 番地、昭和 3 2 年 1 0 月 1 9 日生まれ。

松本博幸 久万高原町本組 1 7 5 1 番地、昭和 4 3 年 1 0 月 5 日生まれ。

水本眞二 久万高原町大川 3 6 4 3 番地、昭和 3 8 年 8 月 3 0 日生まれ。

坂本雅彦 久万高原町沢渡 1 0 7 7 番地 8、昭和 3 9 年 7 月 2 7 日生まれ。

高橋 裕 久万高原町東川 7 6 番地、昭和 2 4 年 2 月 1 1 日生まれ。

立野好仁 久万高原町西谷 1 2 1 5 0 番地、昭和 2 5 年 2 月 2 0 日生まれ。

佐賀幸一 久万高原町中津 6 8 9 5 番地、昭和 3 0 年 5 月 1 0 日生まれ。

森 博 久万高原町菅生 2 番耕地 1 2 0 3 番地の 1、昭和 3 2 年 1 0 月 1 5 日生まれ。

提案理由でございますが、現農業委員会委員の任期が本年 7 月 1 9 日に満了となることから、新たな農業委員会委員の任命を行うため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

以上で説明を終わります。

議長 理事者の説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。

議案第73号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第73号「久万高原町農業委員会委員の任命について」は、理事者提案のとおり同意することに決定をいたしました。

議長 日程第25、報告第6号「令和元年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 計算書に基づき報告

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

報告第6号は、所管の常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第26、報告第7号「令和元年度久万高原町一般会計事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 計算書に基づき報告

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

報告第7号は、所管の常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、報告第7号は、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第27、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり本会議の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありましたので了承したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」は承認することに決定をいたしました。

議長 本定例会の付託議案について、各委員会は会期中に審査し、6月22日の本会議に委員長報告をお願いいたします。

お諮りします。

本日の会議はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、本日の会議はこれにて散会することに決定をいたしました。

本日は、これで散会します。 (午後 0時25分)

なお、6月15日は、午前9時30分から、総務文教厚生常任委員会、翌日16日は、午前9時30分から、産業建設常任委員会を、町民館2階ホールで

開催し、付託議案の審査をお願いいたします。

また、6月22日は、午後1時30分から開会いたします。

事務局

(終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員